

市民会計の一考察(2)
—— 現代社会と会計情報 ——

中 島 照 雄
会計学研究室

A Study of Citizen Life Accounting (2)
—— Present Society and Accounting Information ——

Teruo NAKAJIMA
Accounting

Abstract

This report for Sustainable Society gives the expansion of Accounting Information for the Present Society, is presented as follows :

1. Introduction —Social Information and Accounting Information—. (Front Journal)
2. Asymmetry of Information and Disclosure —For Sustainable Society—. (Front Journal)
3. Issues of the Present Society and Citizen Life Accounting. (Front Journal)
4. Environmental Policy —Extended Producer Responsibilities and Wastes—. (Front Journal)
5. Generational Accounting —Social Security ; Public Pension, Health and Long-Term Care —. (Front Journal)
6. Public Sector Accounting in Local Government and Accounting for Nonprofit Organizations.
7. Conclusion.

In the above chapters, I have investigated various issues of Citizen Life Accounting for Sustainable Society.

Keywords : *Sustainable Society, Citizen Life Accounting, Public Sector Accounting, Local Government, Nonprofit Organization, Accounting Information.*

1. はじめに ー社会情報と会計情報ー (前巻掲載)
 2. 情報の非対称性とディスクロージャー ー持続可能な社会を築くにはー (前巻掲載)
 3. 現代社会の諸課題と市民会計 (前巻掲載)
 4. 環境政策 ー拡大生産者責任とゴミー (前巻掲載)
 5. 世代会計 ー社会保障；年金と医療・介護問題ー (前巻掲載)
 6. 自治体公会計と NPO 会計
 7. おわりに
- (注) (参考) (謝辞)

6. 自治体公会計と NPO 会計

6.1. 地方財政の厳しい現況と地方の地域経営の今後の在り方

21世紀の日本は超高齢社会が進行中で、国および地方自治体の財政は、一段と厳しい事態を迎えている。これまで通りの社会経済システムを維持すると、世代間の公正な配分(世代会計)は難しくなる。ここでの配分問題とは、租税負担や所得、社会保障制度、資産利用、環境・資源の利用などに対する世代間の公正な配分を意味する。

財務省の発表によると、国債や借入金および政府短期証券などを合計した国の借金総額は、過去最大額を更新して約860兆円(2009年6月末)になる。これを国民1人あたり(人口1億2761万人)に換算すると借金は約674万円になる。景気の低迷で国の税収が落ち込み、2010年度予算は戦後初めて、当初の段階から国債発行収入が税収を上回る可能性がある。金融危機の影響で2008年度には44兆円にまで減った税収が、2009年度ではさらに落ち込む見通しである。景気対策のために行った2009年度の新規の国債発行額は既に44兆円にも膨らんでいる。今後、税収が下振れすればさらに国債を増発し、年間の国債収入は税収を上回ることが危惧される。国と地方自治体を合わせた国債および地方債残高は、約816兆円(2009年度末)に上る見込みで、国内総生産比(対GDP比)は約170%に達する。日本の財政事情は、GDP比約60~70%台のアメリカやイギリス、フランス、ドイツなどに比べて突出して厳しい。

他方、地方財政の借入金残高も、地方税収などの落ち込みや減税による減税の補てん、景気対策などのために、地方債を増発しているので急増している。地方債残高は、2009年度末に約197兆円、対GDP比は約39%になるのが予想され、地方自治体の財政運営を大きく圧迫する。借入金残高は、減税による減収の補てんや、景気対策のために地方債の増発を繰り返し、1991年度の2.8倍になり金額にして約127兆円の増加となる。この借入金の増加のうち、減税補てん債や財源対策債、減収補てん債、臨時財政対策債、交付税特別会計借入金という特例的借入金は約86兆円、約68%を占めている。地方自治体の経常収支比率をみると、1993年度は約79.4%だったのが2007年は約93.4%である。これでは地方自治体独自の裁量で使える一般財源は減り、2007年には僅か約6.6%余しかなかった。この10年間で、地

方財政は大幅に悪化し、財政硬直化が進んでいる。一般財源（地方税・交付税など）の合計額に対する地方自治体の赤字額が一定割合を超えると、地方債は発行禁止になる。さらに、自力再建が困難になれば、財政再建団体（国の管理下）へと転落する。

こうしたなかで、地方自治体の地域経営の在り方が問われている。各地域は、活用可能な地域資源を的確に利用して、地域毎の個性的で効率的な地域経営にチャレンジしていくことが求められている。それには、第1に、選択と集中による地域経営を目指すことである。具体的には、①地域経済への波及効果の高い産業、競争力のある域外市場産業の重点的振興、②少子高齢社会に対応した域内市場産業の育成による持続的・自立的な地域経済の実現、③公的サービス・公共インフラの各市町村単位のフルセット主義からの脱却、④都市機能・構造の集約化・合理化などで都市構造の再構築である。第2には、経済社会圏単位の広域的な取り組みを行うこと。第3には、総合的・計画的な地域経営を行うことである。具体的には、①地域毎の現状・課題を的確に踏まえた実効性・実現性のある目標・アクションプランを策定・実施すること。②経済社会圏単位における総合的・計画的な地域経営の推進することなどである。

国の大きな役割は、第1に、地方自治体の自律的取り組みへの促進である。具体的には、①経済社会圏単位の総合的な地域活性化ビジョンのモデルケースの提示、②市町村向けの各種地域活性化関連施策を複数市町村の共同・連携事業に拡充適用などが考えられる。第2に、地方との協働である。少子高齢社会対応の地域産業振興のための各地域の取り組みを、国と市町村で協働支援方を総合的に検討することである⁽¹⁾。

6.2. 地方自治体経営と公会計制度の確立—地方自治体の資産管理—

今後、地方自治体は経営能力を備え、行政改革をしなければならない。

行政が持つ財産を多角的に活用し、財産管理の仕組みも、現代社会の新しい動向に対応する仕組みを構築しなければならない。企業は収益と費用のバランスにより利益極大化を図るが、地方自治体も公的経営を受託した人たちは、経営責任や報告責任を明確にしながら財政を立て直さなければならない。地方自治体は、スチュワードシップ（stewardship、受託責任）を果たすことが必要である。

地方自治体は、住民が納税者であり、かつ行政サービスを提供される顧客であるという視点に立脚しなければならない。また、住民の納税額に見合う行政サービスまたはそれ以上の高品質な行政サービスの提供が要求されている。地方自治体は適切な世代間負担を考慮し、社会資本の整備などを可能にすることも委託されている。世代間負担の検討には、世代会計アプローチを必要とする⁽²⁾。

地方自治体は、コスト縮減や事業重点化などにより、社会資本が効率的、かつ効果的に整備していることを住民に開示しなければならない。それには次に掲げることに十分に留意して、地方自治体のアカウンタビリティの質の向上を図ることである。

第1に、会計年度間の公平性確保の視点から、地方自治体の支出に係る資金源泉を明白化して、その経済的コストの実質的負担者を明らかにしなければならない。社会資本は将来に効用をもたらすの

で、その物理的減耗を会計的に明確化して、受益する世代間で応分の補填をし、会計年度間の公平性を確保するのである。第2に、企業との比較が重要であり、地方自治体の公会計が企業会計制度と共通性をもつことにより、初めてサービス供給に係るコストを、経済性や効率性などについて官民比較が可能になる。地方自治体が企業会計的手法を導入することは、ただ単に行政活動の結果として資産の量や価値、状態などを明示するだけではない。資産管理上、将来必要とされる費用も明らかにすることである。それには、資産の効率的管理を行うためのインセンティブを与え、資産の適切な維持管理を実施する財源の自立性を、しっかりと確立しなければならない。

地方自治体が行う資産管理のインセンティブとは、第1に、投資決定の効率化である。当該資本の活用見込み期間に、減価償却費や資本費用（capital charge）などを計上した全費用を明らかにして、新規資本支出と既存の固定資産に係るコスト（経常支出）のバランスを、長期的視点から考慮した投資決定のための情報である。第2に、資本費用の計上などにより保有コストが認識され、既存資産の効率的活用が促進されることである。第3に、インフラ整備などに対する、費用便益分析を実施決定する情報である。第4に、これまでの新規公共投資の拡大の結果から、今後社会資本の維持費用が増加することを考える。

地方自治体は、ストックの積み上がりをしっかりと把握し、維持管理に必要なコストを明確にして、予算システムとリンクした財政措置を検討しなければならない。維持修繕が出来なければ、社会資本はスラム化する恐れが生じてくる。

地方自治体が発生主義を導入すれば、償還金や経常費は現在価値で示すことが出来る。施設建設の予算は、建設後の耐用年数が過ぎるまでの総コストを、予定損益計算書や貸借対照表などで検証することが可能になる。地方自治体が資産の更新資金を予算上でしっかりと積み立てていれば、更新時を迎えてもその準備は可能である。そうした備えを怠ると、負担は将来世代へ繰り延べされ、地方自治体の世代会計に多大な問題が生じる。現世代だけを考えていて、次世代に対する考慮が欠けるならば、それは有効な地方自治体会計としてのコミュニケーションにはならない⁽³⁾。

地方公会計システムは、ただ単に企業会計システムを導入することではない。公会計は持分会計を熟慮して、住民自治に役立つ地方自治体公会計を確立することである。住民の共同財産である社会資本が、濫用されたり、私物化されたりしないような財務システムの構築や、財政の経済性や効率性、有効性を検証するようにVFM（Value For Money）を達成する管理システムを、自治体公会計は構築していくことが必要である⁽⁴⁾。

6.3. 地方財政健全化法と公会計

近年、地方財政の悪化が益々深刻化するなか、早期再建を促すために「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、地方財政健全化法という、2007年6月22日法律第九十四号、2009年4月1日施行）」が成立した。制度の骨子は、地方財政の健全性を4つの指標で判定して、悪化の度合いに応じて早期是正措置を発動することである。この法律で、地方財政に対する国の監視が強まり、財政難の

地方自治体に行政運営の抜本的見直しを強く迫ることになる。しかし、この新たな地方財政健全化法を実施するには、新たな地方公会計による報告書が必要になる。つまり、①バランスシートや、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④キャッシュフロー計算書附属明細書などの四表の作成を促している（「新地方公会計制度研究会の報告書（2006年5月公表）」）。

また、地方財政健全化法は、第3セクターなどを含めた地方財政を明らかにするために、①実質赤字比率や、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標の公表義務を地方自治体に課している。これらの指標には、それぞれの基準を設け、満たせなければ財政再建が必要な地方自治体と認定されるのである。

財政再建の認定には、第1段階として「財政健全化団体」があり、健全化計画を策定した上で自主再建を目指すのである。財政がさらに悪化した場合には第2段階として「財政再生団体」があり、国の強い関与をうけながら再生計画を定め、国（総務相）の同意を得なければ地方債発行などが出来なくなる。

地方財政健全化法のスキームでは、4指標のうち1つでも早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画の策定義務が生じている。これは、いわゆるイエローカードの段階である。財政の早期健全化が著しく困難な場合は、総務大臣や知事が必要な勧告をして外部監査が義務化される。さらに財政状況が悪化し、前述4指標のうち、④を除くいずれかの指標が「財政再生基準」以上になると、地方自治体は財政再生計画を策定し、外部監査を実施しなければならない。これは、いわゆるレッドカードの段階である。なお、地方財政健全化法で定められた健全化の判断には、2008年度決算に先の4指標の開示義務付けがあり、その指標で2009年度から地方自治体の破綻などの判定を開始するのである。

4指標の内容で、先ず①実質赤字比率とは、税金・交付税に対する赤字額の割合（一般会計などの赤字の程度を指標）である。②連結実質赤字比率とは、公営ギャンブル・観光・宅地造成・病院などの会計も加えた赤字額の割合（下水道など公営事業会計も含め指標）である。③実質公債費比率とは、税金・交付税に対する地方債などの返済負担の割合（財政規模に占める借金返済額の割合）である。④将来負担比率とは、第三セクター・地方公社などの関連団体を含めた将来の借金負担を示すものである（第三セクターや公社も含めて一般会計の負担を示す指標）。

ところで、地方財政健全化法の実施にあたっては、別の視点からの懸念がある。地方自治体にはいくつもの会計を持っているので、地方財政の全体を明らかにする必要がある。公会計決算特有の仕組みから見えにくい懐具合をあぶりだして、隠れ赤字や隠れ借金、さらには飛ばしなどを明らかにすることが重要である。そのため地方財政に対しては、特に、①チェック機能や、②責任所在が重要になる。

さらに次のような懸念もある。第1は、国の画一的指標や基準で線引きしても、地域的な多様な財政状況を反映することは困難ではないかとの懸念である。第2は、行政サービスの縮小化の見直しや大幅な住民への負担増の懸念である。第3は、国の財政再建のしわ寄せが地方財政の危機を招き、地域経済が疲弊して、地方が過疎化するという懸念である。

さらには、官から公への展開では、次ぎに述べるようなことが必要である。第1に、市民参加や市民がどのような社会をつくるのかということ。第2に、公会計の目的として、①効率性を求めることや、②地方財政をコントロールすること（地域社会と生活を形成する）。第3に、P・D・C・Aサイクルを、すなわち、P (Plan、計画)－D (Do、執行)－C (Check、評価)－A (Action、行動)をしっかりと展開すること。第4に、世代間の負担状況を適切に管理すること。第5に、地方財政健全化法で、資産と負債の状況を総合的に把握して、住民への説明責任を果たすことが必要である。

6.4. NPOの台頭とNPOのアカウントビリティ

従来、官が独占する傾向にあった公（公共・公益）に対して、個人が積極的に参加するという新しい公の確立が、現在、日本の社会に問われている。新しい官と民の関係は、それまでの上意下達やもたれあいではなくて、緊張感のある契約関係に切り替えなければならない。個人の先駆性や創意工夫、使命感などに一層の期待があり、個人および自発的個人によって形成される非営利組織や、創意ある個人を活用する企業などが、社会で大いに活躍できることが重要となる。

NPO (NPO ; Nonprofit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略) は、非営利団体または非営利組織を意味して、行政（第1セクター）や企業（第2セクター）とは、別の組織（第3セクター）である。それには、民法第34条の財団又は社団法人や、1950年の私立学校法に基づく学校法人や、1951年の宗教法人法による宗教法人、1952年の社会福祉事業法に基づく社会福祉法人などがある。今までは、一般の市民団体活動が法人格の取得することを出来なかったので、市民の自発的活動の継続性には困難性を伴っていた。そこで1998年に、「特定非営利活動促進法（以下、NPO法という、1998年3月19日制定、同年12月1日施行）」が制定および施行された。これにより、特定非営利活動法人（以下、NPOという）として法人形態で、福祉や環境、国際協力などの分野で、行政とは独立した社会サービスの担い手として、新たな社会システムが形成された。

NPOの台頭の背景には別な視点もある。国および地方自治体の財政逼迫の深刻化や、高齢・少子化社会および環境問題などの発生である。市民からの社会ニーズや課題が、多種多様化するなかで、官のサービスに限界が見えてきた。官の限界は、サービスの量と質の限界であり、地方財政的な限界である。そこで、NPOには、行政や企業と並んで、これからの社会システムを支える第三の柱になることが期待されている。

ところで、NPOマネジメントは、価値や社会的使命を掲げて運動をするだけでは十分ではない。成果を得て、かつ、社会に変化をもたらす存在であることが期待されている。また、NPOマネジメントは、一般ビジネスよりも難しいといわれている。一般ビジネスと異なり、業績を測る利潤というものさしがなく、かつ、財務的判定基準によって自らを律するということがないからである。NPOの運営にあたっては、特に自らの使命を定義しなければならない。NPOの運営は優先順位をどこにおくかを熟慮することが求められている。そうすることによって、NPOは得ようとする成果をはっきりさせ、かつ業績をどのように測定するかを明らかにするのである。また、決して潤沢ではない人材や資金な

どの資源を、どのように配分するかを考える必要もある⁽⁵⁾。

NPOのアカウントビリティは必要不可欠である。特にその組織目的の実現を、NPOの構成員や利害関係者、さらには社会に対して明らかにしなければならない。アカウントビリティには、第1に財務報告(Financial reporting)と共に、第2にNPO組織の目的である価値や社会的使命に関する社会報告(social reporting)がある。さらに、財務報告などに対する会計監査や社会監査(social audit)などが、それらの信頼性を得るための担保として重要性を帯びている。

NPOには、自己評価手法(assessment)がある⁽⁵⁾。それは、①われわれの使命(仕事)は何か、②われわれの顧客は誰か、③顧客は何を価値があるものとするか、④われわれの成果は何か、⑤われわれの計画は何か、などの事項について明らかにする手法である。

社会ニーズがあるだけでは、募金活動はできない。また、同情疲れという言葉もある。…(略)…資源を無駄にしないためには、どのような成果を生むことが期待されているかを熟考することが基本になる。成果の望めないところには、乏しい資源を使つてはいけない。…(略)…成果は資源のばらまきではなく、集中によって獲得することができる、といわれている⁽⁵⁾。

限られた資源を有効活用するには、第1には、資金の効率的運用のための経営会計の実施と、第2には、ステイクホルダーに対するアカウントビリティの実施が求められることは自明である。

6.5. NPO 会計

NPOは情報公開が重要であり、本来、市民に支えられた組織である現メンバーや、寄付した者、将来に寄付をしようとする者、将来入会しようとする者、法人取引をする者、社会一般の人々などに対して、特に会計に関する情報をしっかりと提供し、信用を得ることが必要不可欠である。

NPOでは毎事業年度に、財産目録や貸借対照表、収支計算書という計算書類を、事業報告書などとともに事務所に備えて、ステイクホルダーの閲覧が出来るようにしなければならない。また、これらの書類は所轄庁(都道府県または総務省)に提出しなければならない。

NPO活動は、①法人活動の枠組み(財政計画)を法人の目的やメンバー(社員、NPO創設の構成員)の総意に従って定め、理事には財務に関する一定権限が与えられ、②法人の活動結果をメンバーや寄付者などに正確に説明する、③法人の活動状況を評価し、その後の活動内容を合理化や効率化する、④会計を外部に説明するなどにより社会的信用を得ることである。ところで、日本のNPO会計基準は現時点では未だないが、「特定非営利活動法人の会計の手引き(1999年、経済企画庁作成の検討素案)」がある。

NPO法は、会計原則を次のように規定している。

第二十七条(会計の原則) 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って行わなければならない。

- 一 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎年(事業年度を設けている場合は、毎事業年度。次条第一項及び第二十九条第一項において同じ。)継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

つまり、NPO法で示されている会計原則では、第1の予算準拠の原則によって、公益法人やNPOの定款に定めた事業をメンバー(社員)の意思に基づいて確実に実施することが必要である。これにより、活動が執行者の恣意性を防止する。収入・支出は確定事業計画に基づいて設定された予算に従い行われ、支出は予算内にとどめる。事業変更で予算にない支出を行わざるを得ない場合には、予算で定めた予備費使用や科目間流用や、補正予算を組むなどにより予算と支出の整合性を保つ必要がある。なお、予算準拠の原則は、2003年5月の改訂により削除している。

第2の正規の簿記の原則によって、(一)網羅性、(二)検証性(検証可能な証拠に基づいて記録)、(三)秩序性(体系的に整然と記録)の三条件をみたすことにある。計算書類(貸借対照表、財産目録、収支計算書)は、会計簿から誘導して作成する。簿記には単式簿記と複式簿記があるが、NPOにも各計算書類を正確に作成するために複式簿記の導入を勧めている。

第3の真実性および明瞭性の原則では、財産目録等の計算書類は会計簿に基づいて作成することが求められ、会計簿以外の別データからの作成は認められない。財産目録などの計算書類は、財務状況や収支について、真実の内容を明瞭に記入する。

第4の継続性の原則によって、採用した会計処理の方法は正当な理由のない限り変更することができず、継続して適用しなければならない。会計処理の方法をみだりに変更することは、前年度やそれ以前との比較ができないことや、さらには恣意的な会計操作を許すことにもなる。

公的機関ではコストの全部または一部を税金でまかなうことにより、無償あるいは極めて安価な料金で公共サービスを社会に提供できる。これは、営利企業やNPOを市場から駆逐したり、潜在的な新規参入の芽を摘んでしまったりする可能性も含んでいる。さらに、非営利組織体のなかでも税制をはじめとする様々な優遇制度の恩恵を受ける公益法人の活動が、優遇のない草の根NPOや営利企業の活動を阻害することも考えられる。組織体が同じサービスを供給する場合は、公益法人と公益法人以外のNPOや、営利企業との間に競争条件の上で大きな不公平が生じている。そこで、営利企業でも容易に供給するようなサービス提供の場合は、NPOだけに税制上の優遇を与え、正当化することは難しい。しかし、営利企業による供給は難しいが、公共性が高いと考えられるサービスについては、寄付控除や公的補助、事業委託の拡充などを通じて、NPOによる供給を促進することが正当化できるのである。その場合には、政策的優遇の程度に応じて、納税者あるいは市民から、NPOに対するディスクロージャーが強化されることは、当然のことである。

NPO法の認証法人には、一定のディスクロージャー義務が、既に明文化されている。NPO法の対象外である公益法人や学校法人、社会福祉法人などは、NPO法人よりも手厚い公的補助を受け、さらに税制上も優遇されている。それにもかかわらず、公益法人などによるディスクロージャーは、従来

から、とても不十分で問題である。そこで、消費者である市民が社会サービスを受ける際に、どのNPOを選ぶか、どの営利企業を選ぶかは、選択を助ける観点として、情報公開基準を包括的に見直すことは、非営利組織体および営利組織体などオーナーシップの異なるどんな組織体であっても、健全な社会システムを形成するのに、必要不可欠な課題といえる。

6.6. NPO活動の拡大

NPOの活動は拡大化している。NPO活動を分類すると、①ビジネス型や、②準ビジネス型、③法人格取得型、④社会奉仕型の4つになる。

第1のビジネス型には、子会社型タイプやベンチャー（起業）型、同業者団体型などがある。具体的には、介護ビジネス型や中間支援サービス型（サポートセンター）などがある。第2の準ビジネス型には、ボランティアを活用して低料金で行うものである。具体的には、子育て支援や家事支援などがある。第3の法人格取得型には、学会型などがある。第4の社会奉仕型には、環境型や人権型、国際型などである。具体的には、ホテルの里や国際支援などがある。

日本のNPO活動は、第2の準ビジネス型や、第4の社会奉仕型が多く活動をしている。アメリカは、新たな技術開発などで、ベンチャー創生の活発なシリコンバレーなどでNPOによる活動が盛んである。大学などの研究機関に潜在するシーズ（seed、基礎技術など）を、社会のニーズ（need）に応えるものとして、大学や産業界、行政機関の三者による、いわゆる産・学・官の協働によるNPO活動からは、新たなベンチャーをインキュベーター（incubator、孵卵器、ベンチャーを生む）する展開をしている。こうして誕生したNPOの中には、利潤追求の企業（株式会社）に多角的に進展するものもある。そこで、今後の日本でも、大学や産業界、行政機関の三者による、産・学・官の協働によるNPO活動で、新たなベンチャーをインキュベーターする活動にも重要性を帯びている。

6.7. 自治体公会計・NPO会計と情報公開

市民社会では、本来、情報は市民の共有財産である。とりわけ、国・地方自治体の情報は、私たちの大きな共有財産である。公開してはならないものを公開することは罰則適用になるが、公開すべきものを公開しないことは、決してあってはならない。たとえば、国・地方自治体が高い次元の判断する際に、必要な情報を公開しない、若しくは、都合のよいところを摘み食いの情報公開するのでは、市民としては国・地方自治体の政策に対して同意することも、反論することもできない。さらに、そのことが国・地方自治体の政策に対する、市民の無関心化を一層助長することにもなりかねない。

情報公開がなくては、市民も、若しくは市民により選ばれた政治家も、国・地方自治体の政策に対して、実際に通用する代替案をつくることも困難である。

これは、企業に置き換えても同じことがいえる。企業も、市民に対して、一層のディスクロージャー（disclosure、情報開示）が必要である。これからの市民社会で、こうした社会情報の展開や、さらには会計情報の市民化が必要となるのはこの点にある。

社会情報の展開や会計情報の市民化は、国・地方自治体における諸問題、たとえば税制改革や、個別問題としての年金・医療・介護や、子育て支援や障害者などの福祉政策、環境問題・エネルギー政策などに対する、賢明なる市民の理解や、市民の作成する代替案の提案までも含めて、適切な判断の中核になるものと考えている。

同様に、企業が市民に対して一層のディスクロージャーをすることは、みえざるコストである環境コストや社会コストなどを市場化（環境コストなどの内部化、市場価格に包含）することに対しても、賢明な市民の理解が得られるものといえる。

7. おわりに ー文化会計と社会科学に有益な気付きー

「持続可能な社会を築くには」を軸足に、前巻よりこれまで、社会情報と会計情報や、情報の非対称性とディスクロージャー、さらに現代社会の諸課題として、第1に環境政策ー拡大生産者責任とゴミー、第2に世代会計ー社会保障；年金と医療・介護問題ー、第3に自治体公会計とNPO会計の3つの課題を展開してきた。

現代社会は、高度情報社会や、情報過多の時代といわれている。しかし、市民にとって、本当に必要とする情報が入手可能な社会であるのだろうか。国・地方自治体は、市民に対して守秘義務（個家公務員法第100条、109条等）という理由から、必要な情報を未公開にしてははいないだろうか。企業は、都合のよい情報のみを一方向的に流してははいないだろうか。

たとえ情報公開されたとしても、万一、その社会が善良なる市民として成熟化していなければ、情報を活用することができない。そのため、社会情報や会計情報を活用するための教育活動の重要性が高まっている。私たちの社会は、成長（量的拡大）よりは持続的に発展（質的改善）していくことが望まれている。人口が減少し、超高齢少子社会に向かっている社会は、便利に暮らすだけの生活を考えるのではなく、どんな人生に価値があるのかを見据えて、「持続可能な社会システムの構築」を、改めて考える必要があるのではないだろうか。

会計機能の展開のなかにも、モノからココロへの豊かさの評価や、会計倫理が当然必要になる。これは会計学の本質の拡大であり、従来の経済的情報や社会的情報とは別に、新たな文化的情報といえる。そこには文化と会計の関連を展開する文化会計へ、会計機能が拡大したといえるのである⁽³⁾。

社会のしくみや活動は、政治・行政、経済・経営など諸側面のしくみや活動から成っている。社会の情報化を理解するには、社会活動の原理やメカニズム、そして情報化による変容を把握することが大事なことになる。情報社会がもたらす多様な新しい課題に対応しつつ、今までとは別の視点で人間らしい社会を作る条件を、社会科学に立脚して科学的に分析を進める必要がある。

ところで、「社会科学とは」、人間社会や経済現象の把握や分析、理論や説明を目的にして、人間の意図や、動機、価値観など「見えざるもの」を見て、あるいは創り出していく知の方法論である⁽⁴⁾、と指摘されている。これまで展開した本稿「市民会計の一考察(1)(2)」は、「社会科学の究明には、科学を

志向する一方で、価値観や哲学（人文科学などを含め）の要素も必要である」という有益な気付きを、筆者に与えてくれた。

(原稿提出日 平成21年9月8日)

(注)

- (1) 中島照雄「第1部地方行政の現状と課題・第2章合併/道州制」『地方行政革命—財政/経営/会計の統合研究—(文化会計学会研究叢書第2巻)』富嶽出版、2007年、22～24頁。
- (2) 中島照雄「第5章自治体の経営・管理会計」『政府・非営利組織の経営・管理会計—政府・自治体・大学・病院—(木下照嶽・野村健太郎・黒川保美編著) 創成社、2000年、77頁。
- (3) 中島照雄「第5部継承と会計—世代会計の展開—第14章財政負担の背景と現状」『文化会計学』(木下照嶽・中島照雄・柳田仁編著) 税務経理協会、1998年、244頁。中島照雄「世代会計」『社会関連会計研究 Vol.12 (日本社会関連会計学会誌)』2000年、31頁。
- (4) 中島照雄「前掲書(1)」33～34頁。
- (5) Peter F. Drucker, “The Drucker Foundation Self-Assessment Tool for Nonprofit Organizations,” Jossey-Bass Inc., 1993 (P・F・ドラッカー編著、田中弥生訳『非営利組織の「自己評価」』ダイヤモンド社、1995年、5頁)。
- (6) 野中郁次郎・紺野登『知識創造の方法論』東洋経済新報社、2003年、82頁。

(参考)

- (1) 合崎堅二『社会科学としての会計学』中央大学出版部、1966年。
- (2) 黒澤清『会計と社会』中央経済社、1973年。
- (3) 中島照雄『経済学-租税と経済-』ぎょうせい、1985年。
- (4) 稲垣富士男編・中島照雄ほか『現代会計学概論』中央経済社、1985年。
- (5) 中島照雄『企業会計序論』ぎょうせい、1990年。
- (6) 中島照雄『経営経済学』ぎょうせい、1990年。
- (7) 木下照嶽『市民生活会計』森山書店、1993年。
- (8) 黒澤清『現代会計と社会』中央経済社、1994年。
- (9) 中島照雄「社会情報と市民会計」『商学論纂 (中央大学) 第36巻第5・6号』1995年。
- (10) 稲垣富士男編・中島照雄ほか『財務報告制度の展開』中央経済社、1995年。
- (11) 富岡幸雄編・中島照雄ほか『税務会計研究の現代的課題』第一法規出版、1995年。
- (12) 日本社会関連会計学会編・中島照雄ほか『環境危機と会計情報』学文社、1997年。
- (13) 中島照雄「会計情報と社会関連情報の一考察—世代会計と政府会計の展開—」『群馬大学社会情報学部研究論集第5巻』1998年。
- (14) 木下照嶽編・中島照雄ほか『現代会計—学際的展開—』創成社、1998年。
- (15) 中島照雄「公会計システムの一考察—地方自治体公会計—」『群馬大学社会情報学部研究論集第7巻』2000年。
- (16) 中島照雄「会計領域の拡大—社会情報と会計情報の関連—」『速報税理 (ぎょうせい) 第19巻第25号 (巻頭言 1～2頁)』税務経理協会、2000年。
- (17) 木下照嶽・野村健太郎・中島照雄編著『現代ヘルスケア論』税務経理協会、2001年。
- (18) 中島照雄「非営利組織の経営会計システム」『群馬大学社会情報学部研究論集第8巻』2001年。
- (19) 木下照嶽・中島照雄・小林麻里編者『新版現代会計—創造性/学際性/国際性—』創成社、2004年。
- (20) 日本財政法学会編・中島照雄ほか『財政の適正管理と政策実現』勁草書房、2005年。
- (21) 中島照雄「持続可能な社会システムに向けてのデザイン—地方自治体の規模と効率性—」『群馬大学社会情報学部研究論集第14巻』2007年。
- (22) 木下照嶽編者・中島照雄ほか『社会科学の新展開 (文化会計学会研究叢書第3巻)』富嶽出版、2008年。
- (23) 中島照雄研究室ホームページには、2000年4月から教材や教材スライドなどを含めて一般公開をしている。本稿に

関連する内容も掲載されている。

URL <http://www.si.gunma-u.ac.jp/~nakajima/>

(謝辞)

地方自治問題では都市計画策定で「前橋市第六次総合計画審議会委員および同審議会起草委員（群馬県前橋市）」において、環境問題では「前橋市廃棄物減量等推進審議会（群馬県前橋市）」において、社会保障の医療問題では「政府管掌健康保険の健康保険事業に関する懇談会（厚生労働省社会保険庁群馬社会保険局）」や、「全国健康保険協会群馬支部評議員会」、「群馬県後期高齢者医療懇談会（群馬県後期高齢者医療連合会）」、年金問題では「市場化テスト事業評価委員会（厚生労働省社会保険庁群馬社会保険局）」など各種の審議会において、委員各位から審議会の運営上多大な協力を頂きました。また、審議会委員各位および審議会事務局各位からは、私の個人的な研究に対していろいろと有益なご意見を賜りました。

こうした機会は、私にとって地方自治問題や社会保障問題、環境問題の実態を知る上でとても有意義でした。審議会委員および事務局各位には、ここで謝辞を申し上げます。